

令和4年度 第2回習志野市公民館運営審議会会議録（要旨）

日時 令和5年2月14日（火）10時00分～11時20分

場所 習志野市中央公民館 集会室3

出席委員 窪田 準子委員、後藤 京子委員、川松 和昭委員、横山 智子委員
小倉 恵子委員、村田 典子委員、高岡 明美委員、福嶋 尚子委員

出席職員 教育長 小熊 隆、生涯学習部 部長 片岡 利江
生涯学習部 次長 上原 香、社会教育課長 越川 智子
中央公民館 館長 小久保 範彰、菊田公民館 館長 竹口 正樹
実花公民館 館長 鳥飼 一哉、袖ヶ浦公民館 館長 椎名 勝
谷津公民館 館長 鈴木 俊哉、新習志野公民館 館長 平山 宣尚
中央公民館 主査 三橋 和輝、中央公民館 主任主事 田久保 雅之、
菊田公民館 主査補 田久保 光裕、社会教育課 係長 佐野一徹

傍聴者 なし

第1 会議録の作成等

第4協議（1）令和5年度公民館事業計画（案）について、「習志野市教育委員会会議規則第13条第1項第4号」に基づき非公開の承認。

第2 会議録署名委員の指名

川松会長より議事録署名人に横山委員、小倉委員を指名

第3 報告

（1）プラッツ習志野における車椅子利用者への対応について

中央公民館長：令和5年2月3日、サークル活動をするためにプラッツ習志野に来た車椅子の利用者を南館が土足厳禁であるため、利用を一旦お断りするという窓口での対応があった。

車椅子でも、当然入館が可能であることを窓口で対応した職員が理解しておらず、責任者への確認のためにお待ちいただくという事態が発生し、車椅子での利用者と一緒に来たサークルの方に対して、不快感、不信感を抱かせてしまった。利用者には予定通り施設を利用してもらったが、車椅子での入館を確認しなければ案内できない窓口の対応を大変重要な事案の発生だと考えた。原因は車椅子の利用が理由で公共施設を利用できないことはありえないということ、指定管理者に徹底されていなかったこと、土足厳禁の場所への車椅子での入館について、職員全員で情報共有ができていなかったことと考える。市の対応は直ちに関係者から状況をヒアリングし、経過を把握し、問題点を洗い出した。指定管理者に対し認識を正し、意識を改善し車椅子の利用者への対応方法の再確認及び職員への周知徹底と職員間の情報共有の徹底について指導を行った。管理する立場の教育委員会は、車椅子利用者にお詫びしたが、あってはならないことであり、信頼を損ねる対応があったことを深くお詫びする。今後、二度とこのようなことがないよ

う指導を徹底し再発防止に努める。

福嶋委員：2点質問。一つは法律違反という言葉が市長のコメントに書かれているが、どの法律の何という条文への違反であるのか。もう1点は教育長の話の中で火曜日付で報道リリースを行ったとあったが、ホームページでリリースされたのは何日か。

中央公民館長：2点目の報道リリースをしたのは2月6日。

社会教育課長：障害者差別解消法の趣旨そのものを理解していない。ユニバーサルという考え方のもと健常者と変わりなく利用がスムーズにできなければならないのに、施設側の人間が躊躇し責任者に確認をしなければ判断できなかった、というところを私たちは重く受けとめている。

福嶋委員：法律違反は趣旨を理解した。情報リリースのタイミングが6日月曜日だったが、金曜日に事案が発生して土日を挟んで月曜日に発表したのは、事後対応のあり方として迅速なやり方が取れたという認識をしているのか、それとも、実は難しいことがあってということがあるのか、認識と経過を聞きたい。

社会教育課長：2月3日12時から諸室を利用される直前に起こった出来事で、同じサークルの方から教育委員会へ連絡があり、事実確認をサークルのメンバーの方、電話をかけてこられた方の他にも2人の方とご本人にも確認も行った。また、指定管理者のスタッフや責任者への聞き取りを行い、事実関係をすべて洗い出した上で、再発防止も含めた指導を行ったため、発表までに時間がかかったことは大変申し訳ないと思っている。

川松会長：率直に言って今どきこういうことがあるのかと感じた。意識がちょっとお粗末である。市役所としては事実確認も大事だが、早く発表したほうがよろしいと思う。

窪田委員：報道リリース後、市民から問い合わせはあったか。

中央公民館長：特に問い合わせ等はない。

川松会長：公民館に車椅子は置いてないのか。

中央公民館長：置いてある。

川松会長：床が汚れたら困るのであれば公民館の車椅子に乗り換えてもらうという対応はできなかったのか。

社会教育課長：指定管理者への聞き取りでは、事前の電話の際に車椅子があることはご案内しているとのことであった。ただし、ご本人が車椅子を拭いて入るといふ話であり、そもそも拭かなくても入れなければおかしいので、普通に入っただけであればよかったと思っている。もし汚れたとしてもそれは職員が清掃すればいいだけの話なので、この部分の対応は全く誤っている。

村田委員：車椅子の利用者はこのことを認識しているのか。毎回、電話で確認するのか。個人個人の対応になると受付する人の対応で変わってしまうのではないか。今後、周知はどうするのか。

社会教育課長：共通の理解として、車椅子か車椅子でないかに関わらず、そのまま入っただけが一番なので、車椅子の方がそのことを気にすることがあってはならない。この施設が開館して4年目を迎えているが、車椅子での利用がこれまで南館になかったことから、職員が判断が必要ではないかと思ってしまった、その部分を徹底しなければいけないと思っている。

川松会長：本来あってはならないことなので、二度とこのようなことがないように、厳重に注意してください。

(2) 令和4年度習志野市議会一般質問について

中央公民館長：まず3ページ、第1回定例会において、小川利枝子議員より公民館運営について、公民館運営の現状と実績評価について質問があった。答弁として、教育委員会では多様化するニーズを効果的に対応するため、平成27年度から新習志野公民館に指定管理者制度を導入し、新習志野公民館の実績も踏まえ、実花、袖ヶ浦、谷津の3公民館にも拡大した。事業の拡大と利便性の向上等が図られていると回答した。4ページの中段、第3回定例会において、清水晴一議員よりプラッツ習志野フューチャーセンターの活動状況について質問があった。答弁として、フューチャーセンターは市民一人一人が、自分の得意を発見し持ち寄る協働イベントの拠点である。センターの主な業務は、活動相談、交流促進、情報提供、イベント企画運営で、ファシリテーターが常駐し、協働イベントの生み出しなどを行っている。令和4年度7月末までの4ヶ月間におけるセンターへの来所者数は延べ3,269人と回答した。続いて5ページ一番下の段、第4回定例会において、木村孝浩議員より一般の人に向けた郷土史を知る歴史講座について再質問があった。令和4年度の開催事例として、実花公民館の地域歴史探訪講座、菊田公民館の天道念仏の展示、市民カレッジの津田沼地域の歴史探訪講座の開催について答弁した。6ページ、同じく木村孝浩議員より再質問2、歴史資料の展示や再質問3、民具などの郷土資料のデジタル化などの再質問があり、現状の展示方法と今後の方向性について回答した。

川松会長：木村孝浩議員への回答の中で、本大久保埋蔵文化財調査室とあるが、本大久保のどこにあるのか。

社会教育課長：旧本大久保保育所の施設を活用して埋蔵文化財の展示を行っていて、埋蔵文化財調査員が常駐し作業している。事前に予約をすれば見学が可能になっている。

(3) 実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、新習志野公民館モニタリングの結果について

中央公民館長：7ページからが実花、袖ヶ浦、谷津の3公民館、9ページからが新習志野公民館の令和3年度の実績になっている。モニタリングに関する基本方針で指定管理者による施設管理運営に関して、協定に従って適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認し、各区分、項目について、評価観点の記載のとおりに行われているか、個別の評価を行った。4公民館の総合評価はAで、市の要求水準となっている。

福嶋委員：基本的なモニタリングの仕組みを説明してほしい。評価はどのような手続きで、誰が評価しているのか、その際にどういう観点で評価が行われているのかについて説明をお願いする。

中央公民館長：モニタリング調査については、契約検査課で評価に関する基準等を設けている。それに基づいて、生涯学習部の管理職が委員になって各評価項目について、正当な評価観点かどうか、内容を協議し決定した。評価については8ページの左下の評価段階のA+からCを記載している。評価水準とは協定書、仕様書及び事業計画において求め

る管理運営の水準になっており、A+は要求水準を上回っている、Aは同等である、Cは要求水準に至らない、という評価になっている。評価については、各部局の管理職が集まった中で評価観点がこれでいいのかどうか。協議した上で評価している。

福嶋委員：追加の質問をする。評価主体と評価項目の設定の仕方は解ったが、例えばAプラスがついている 8 ページの上から三つ目の利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているかなどは、生涯学習部の管理職は何に基づいて判断をするのか。つまり、利用者の満足度というものは、生涯学習部の方は利用者とは異なる立場なので直接は解らないと思うのでそのあたりの説明をお願いします。

中央公民館長：指定管理者がアンケート調査を実施しており、アンケート結果を参考に判断をしている。

社会教育課長：補足する。まず公民館は直営の中央公民館長が、指定管理者のヒアリングを行い、一つ一つ自己評価の確認をしながら一次的な評価を行う。この後に部の中で次長を長とした課長級の会議において説明を行い、各管理職の中で、総合的に話し合い、評価を決定し、教育長を長とする会議にかけていくという段階を踏んでいる。

川松会長：指定管理者制度は必要なことだと思っているが、課題としていつも上がるのが、働いている従業員がどれほど満足しているか。解り易く言えば、仕事を一生懸命させられる割には給与が安い。

中央公民館長：この内容については、社会保険労務士に委託し、第三評価として、労働条件審査を行っている。この中で概ね良好と評価されている。指摘事項があれば指定管理者に指導を行う。

(4) 新習志野公民館の指定管理者について

中央公民館長：前回、令和4年度第1回公民館運営審議会において、新習志野公民館の指定管理者制度の更新の進捗状況について説明をした。この度、令和4年第4回定例会で議決され、正式に4月1日からの指定管理者が可決された。指定管理者は株式会社オーエンス。指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間。公募はオーエンス1社。指定管理料は1年当たり31,853,000円。選定理由及び特出評価事由は記載の通り。審査結果は100点満点中73.2点。今後の予定は管理運営に関する基本協定書の締結や、指定管理者による業務開始について、準備を進めている。

(質疑なし)

第5 その他(事務連絡等)

中央公民館長：公民館運営審議会について、来年度は7月に開催する予定で、詳細につきましては、開催前に連絡をする。

川松委員長：これにて令和4年度第2回公民館運営審議会を終了する。